

津久井生涯学習センター 利用の手引き



相模原市立津久井生涯学習センター

平成30年4月1日

施設利用に当たって

センターを利用するには

1 定期的に利用する場合

センターを定期的に利用する場合には、団体登録をしてください。団体登録をすると、毎月の利用調整会議に出席して、「協議及び抽選」に参加することができます。

- (1) 団体登録は毎年度行います。
- (2) 団体登録には、次の点を満たしていることが必要です。
 - ア 5人以上の団体であること。
 - イ 構成員の1/2以上が市内在住、在勤又は在学であること。
 - ウ 代表者が満16歳以上であること。

2 開放利用

毎月行う調整会議後、利用予約の無い施設については、個人、団体であることを問わず利用することができます。

- (1) 当日申請、当日利用もできます。
- (2) 利用は申込順とします。

3 高校生、中学生、小学生の利用

- (1) 高校生以下の者のみの和室の利用は認めません。
- (2) 中学生以下の者のみの各諸室（ロビー及び広場を除きます。）の利用は認めません。
- (3) 小学生以下の者のみの体育館の利用は認めません。
- (4) 上記(1)、(2)に該当する場合であっても、保護者の承認がある場合は利用を認めます。この場合にあっては、保護者による利用承認申請をしていただきます。

4 施設利用が認められない範囲

次の活動については、施設の利用を認めることはできません。

- (1) 私事（慶弔行事等）であるとき。
- (2) 営利行為活動であると認められるとき。
- (3) 宗教活動であると認められるとき。
- (4) 暴力団等、公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。

センター利用時間・休館日・使用料

1 利用時間

- (1) 広場以外の各諸室
午前9時から午後9時30分まで。
- (2) 広場
午前9時から午後5時まで。（冬季（11月から2月まで）の中学生以下の利用は、午後4時まで）



- (3) 原則として、夜間（午後6時から午後9時30分）を除き、1時間単位（30分単位ではありません。）とし、正時（00分）から正時（00分）までとします。
- (4) 利用者が1日に利用することができる時間は、原則として3時間までとします。ただし、特に支障のない場合は、終日利用することができます。
- (5) 承認された時間を延長する場合は1時間を限度とします。
- (6) 正午から午後1時及び午後5時から午後6時までの間も利用できます。

午前利用のパターン

| | 午前9時 | 午前10時 | 午前11時 | 正午 | 午後1時 |
|-------|------|-------|-------|------|------|
| パターンA | [利用] | | | | |
| パターンB | [利用] | | | [利用] | |
| パターンC | [利用] | [利用] | [利用] | | |
| パターンD | | [利用] | | | [利用] |

午後利用のパターン

| | 正午 | 午後1時 | 午後2時 | 午後3時 | 午後4時 | 午後5時 |
|-------|------|------|------|------|------|------|
| パターンA | | [利用] | | [利用] | | |
| パターンB | | [利用] | | | | |
| パターンC | [利用] | [利用] | [利用] | [利用] | [利用] | |
| パターンD | | | [利用] | | [利用] | |

夜間利用のパターン

| | 午後5時 | 午後6時 | 午後7時 | 午後8時 | 午後9時 |
|-------|------|------|------|------|------|
| パターンA | | [利用] | | | [利用] |
| パターンB | | [利用] | | [利用] | |
| パターンC | [利用] | [利用] | [利用] | [利用] | |

※ 上記表は、基本的なパターンを表しています。実際は、当日の施設利用の状況によりこれらのパターンを組み替えることとなります。

※ 午前11時から午後1時までや午後4時から午後6時という利用も可能です。

2 休館日

- (1) 毎週月曜日
- (2) 平日の祝日
- (3) 12月28日から1月4日



3 使用料

| 区 分 | 1時間当たりの使用料 |
|-------|------------|
| 集会室A | 100円 |
| 集会室B | 100円 |
| 集会室C | 100円 |
| 会合室 | 100円 |
| 美術音楽室 | 130円 |
| 和室 | 100円 |
| 体育館 | 320円 |

※ 利用時間に30分の端数があるときは、上記使用料の半額（100円未満切捨て。美術音楽室は60円）になります。

なお、多くの方々に利用していただくため、夜間の部を除いて30分単位での貸出しはなるべくご遠慮願います。

4 使用料の免除

(1) 次に該当する団体は、使用料が免除されます。

ア 市内の地域自治振興、教育振興又は社会福祉振興に関する公益性が高いと認められる活動を行うことを目的とする団体がその目的のために利用するとき。

イ センターが主催し、又は共催する事業を契機に設立された団体が利用するとき（団体設立の日から翌年度の末日まで。）。

(2) 使用料免除団体の確認

「相模原市立津久井生涯学習センター使用料免除団体確認届」を提出していただくと、確認が容易になります。（任意です。）

施設利用の実際

団体登録

1 団体登録

- (1) 「津久井生涯学習センター（団体・サークル）利用登録票」を開館日の午前9時から午後9時までの間にセンターに提出してください。
- (2) 原則として、提出された内容をセンター利用団体として登録します。

利用申請

1 申請期日・時間

(1) 登録団体

ア 利用調整会議分（利用スケジュール表）

利用の申請は、利用希望日の属する月の3月前の利用調整会議終了後から、次月の利用調整会議前日まで受け付けます。

イ 随時申請分（津久井生涯学習センター利用承認等申請書）

2月前の利用調整会議終了後から当日まで受け付けます。

(2) 登録団体以外（個人利用を含みます。）

登録団体の随時申請分と同様です。

利用調整会議

1 利用調整会議

センターの円滑かつ効率的な利用を図るため、利用調整会議を開催します。

- (1) 利用調整会議は利用希望日の属する月の2ヶ月前の開館日初日午前9時からです。
- (2) 利用調整会議に参加することができるものは、登録団体に限ります。
- (3) なるべく多くの方にご利用いただくため、1団体が利用調整会議で申込みができるのは、週当たり1回にお願いしています。
- (4) 調整が整った場合は、毎月10日以降に、利用承認等通知書を窓口で発行します。

2 利用調整会議日以降の申請

- (1) 利用調整会議終了後から利用日当日までは、先着順で受け付けます。
- (2) この場合の利用には、週当たり1回という制限はありません。
- (3) 空き時間の確認は電話でも受け付けますが、予約は行いません。
- (4) 利用申請について承認された場合は、原則として、利用申請日当日に利用承認等通知書を窓口で発行します。

3 利用承認等通知書は、利用日当日必ず携帯してください。

申請から利用までのスケジュール（概略）

| | 3ヶ月前 | 2ヶ月前 | 前月 | 利用月 |
|--------------------------|--|---|----|-----|
| 登録団体 | 利用調整会議終了後から次月利用調整会議前日まで申込受付 (利用スケジュール表) | ※ 利用調整会議終了後、利用したい日の当日までの間、予約のない施設の申請可（先着順）。 | | |
| 登録団体以外 (個人含む) | 利用調整会議には参加できません。 | | | |

利用調整会議

利用日の属する月の2ヶ月前の月の開館日初日 午前9時から



利用の取消、 延長等及び 使用料の還付

- 1 利用の取消し
 - (1) 利用の取消しをしようとするときは、利用承認取消（変更）申請書を提出してください。
 - (2) 取消しすることを決めた場合、その早い段階で（できる限り前日までに）センターにご連絡ください。
- 2 承認時間の延長等
 - (1) やむを得ず承認時間を延長又は繰上げして利用しようとするときは、当該時間開始の1時間前までに利用承認取消（変更）申請書を提出してください。
 - (2) 承認時間の延長又は繰上げは、それぞれ1時間を限度とします。
- 3 使用料の還付

すでに納付された使用料は還付しません。ただし、次の場合には、次の率を還付します。

 - (1) 災害などの場合 100%
 - (2) 利用日の30日前までに申請し、承認を得たとき。 80%
 - (3) 利用日の7日前までに申請し、承認を得たとき。 50%
 - (4) 教育委員会が指定する日までに利用の取消しを申請し、承認を得た場合で使用料の納付を要しないとされているにもかかわらず、使用料を納付している場合。 100%

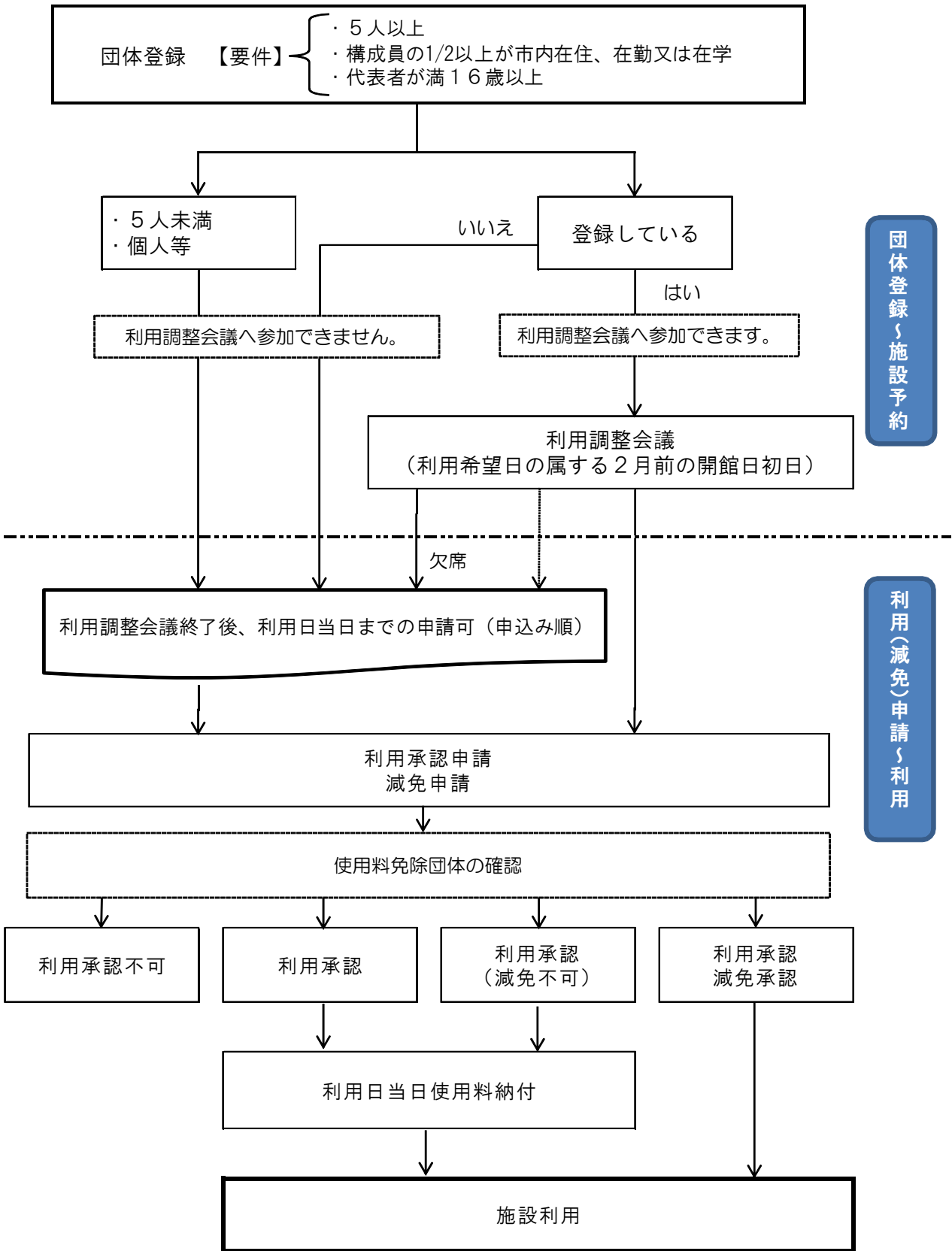
使用料の納付 及びカギの貸 出し

- 1 使用料の納付

使用料は、利用日当日に事務室前に設置している券売機にて使用に係る料金分の利用券を購入することによる納付となります。

なお、使用料免除団体は、申請の内容により使用料が免除されます。
- 2 提出
 - (1) 利用承認等通知書及び券売機で購入した利用券を窓口へ提出してください。
 - (2) 半券を領収証としてお渡しいたしますので、利用承認等通知書に貼付するなどして、必ず保管しておいてください。
- 3 カギの貸出
 - (1) カギの貸出及び返却は、原則として、16歳以上の方が行ってください。
 - (2) カギ貸出しの際に「生涯学習センター鍵貸出簿」に必要事項を記入してください。
 - (3) カギと一緒にカギ済シートをお渡ししますので、玄関のホワイトボードに貼ってください。
 - (4) カギの貸出しは、利用承認時間からです。ただし、利用承認時間前に諸室の利用がない場合は、15分前からカギをお貸しします。

津久井生涯学習センター利用までの流れ概略



団体登録／施設予約

利用(減免)申請／利用



利用

1 カギの管理

利用中は、ドアにカギを付けたままにしたり、紛失したりしないよう、責任者が責任を持って管理してください。

2 間仕切り

集会室は間仕切りをしています。

(1) 利用前

集会室を2室又は3室利用する場合は、必要に応じて間仕切りを開けて利用してください（間仕切り用ハンドルは窓口で受け取ってください。）。

(2) 利用後

間仕切りを開けて利用した場合は、利用後、必ず閉めてください。

なお、後の利用時間帯の利用者が引き続き2室又は3室を利用する場合もありますので、その場合は職員の指示に従ってください。

3 備品類の利用

施設の利用に伴って必要となる備付けの用具等がある場合は、事務室へ申し出てください。また、許可なく外へ持ち出さないでください。

4 体育館での留意事項

(1) 上履き用シューズを着用してください。

(2) ヒールの固いダンスシューズ等を使用する場合は、ヒールカバー等を付け、床板の保護に留意してください。

5 用具類の持ち込み

利用者が持ち込んだ用具類は、その都度持ち帰ってください。センターではお預かりしません。

6 音楽演奏等利用

(1) 音楽の演奏及びアンプ等を利用する場合は、原則として、美術音楽室の利用をお願いします。

(2) アンプ等を利用した、近隣の迷惑となると認められるような大音量を発生させる利用は認めません。

(3) 音楽の演奏等の利用は、午前10時から午後9時までとします。



利用後

1 利用承認時間前に、使用した用具等を所定の場所へ格納し、清掃、整理整頓及び施錠を確認した後、速やかにカギ及びカギ済シートを返却してください。

2 カギの返却と同時に利用報告書に必要事項を記入、提出してください。



1 次の事項を遵守してください。

- (1) 承認された時間を遵守してください。
- (2) 施設等を損傷しないように注意して利用してください。
- (3) 持込み物品等は、各自が責任を持って管理してください。
- (4) ゴミ、空き袋、空き缶、空きびん、空きペットボトルなどは必ず持ち帰ってください。センター内にはゴミ箱等は設置していません。
- (5) 承認された施設以外の施設、器具は利用しないでください。
- (6) 許可なく建物等にはり紙をし、又は釘類を打ち込まないでください。
- (7) 許可なく火気を使用しないでください。
- (8) 許可なくセンターの器具等を所定の保管場所以外へ移動させないでください。
- (9) 許可なく危険若しくは不潔な物品又は動物（身体障害者が利用する場合において同伴する身体障害者補助犬法（平成14年法律第49条）第2条第1項に規定する表示をしたものに限り、）を除きます。）を持ち込まないでください。
- (10) 許可なく所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないでください。
- (11) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないでください。
- (12) その他職員の指示に従って適切な施設利用を心掛けてください。

2 事故等の対応

利用責任者は、事故等のないよう注意を喚起してください。万一事故等が発生したときは、直ちに職員に報告してください。

相模原市立津久井生涯学習センター

〒252-0159

神奈川県相模原市緑区三ケ木414番地

TEL 042 (784) 2400

FAX 042 (784) 2401

みんなでルールを守って
楽しく利用しましょう！